

特記仕様書(案)

第1章 総則

(適用範囲)

第1条

この特記仕様書は、いづろ交差点周辺地区市街地総合再生基本計画作成業務委託に適用する。

(業務目的)

第2条

本業務は、いづろ交差点周辺地区において、土地の合理的かつ健全な高度利用及び市街地環境の整備改善を図るため、現況調査及び地区整備の基本方針、整備手法の選定等の検討を行い、市街地総合再生基本計画を作成することを目的とする。

(準拠図書)

第3条

本業務は、契約書・設計図書及び本特記仕様書によるほか、下記の仕様書等によるものとする。

- 1 設計業務等共通仕様書(鹿児島県 H29.3)
- 2 建築基準法(昭和25年 法律第201号)
- 3 都市計画法(昭和43年 法律第100号)
- 4 都市再開発法(昭和44年 法律第38号)
- 5 都市再生特別措置法(平成14年 法律第22号)
- 6 都市再生基本方針(平成14年 閣議決定)
- 7 その他関係法令及び通達等

なお、使用する図書については、事前に調査職員の承諾を受けなければならない。

(疑義)

第4条

本特記仕様書及び上記準拠図書に記載されていない事項等で疑義が生じた場合は、調査職員と協議し、かつその指示に従うものとする。

(法令等の遵守)

第5条

受注者は、本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(公益確保の義務)

第6条

受注者は、本業務を行うにあたり公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

(中立性の保持)

第7条

受注者は、常にコンサルタントとして中立性を保持するよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第8条

受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(業務カルテ作成・登録)

第9条

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は3名までとする)。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

(調査職員)

第10条

本業務については、調査職員を置くこととし、その職・氏名等については、別途通知する。

(管理技術者、照査技術者、担当技術者の配置)

第11条

本業務は、設計業務等共通仕様書（鹿児島県）に準じる管理技術者、照査技術者、担当技術者を配置すること。なお、管理技術者及び担当技術者は、照査技術者を兼務できないものとする。

- ・管理技術者資格要件：「再開発コーディネーター」の資格保有者
- ・照査技術者資格要件：「再開発コーディネーター」の資格保有者

(担当技術者)

第12条

- 1 担当技術者とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めたものをいう。
- 2 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
- 3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

(打合せ協議)

第13条

- 1 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- 2 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
- 4 本業務における打合せ協議は原則として当初1回、中間1回、成果品納入時1回とし、「当初打合せ」及び「成果品納入時」には、管理技術者及び担当技術者が立会うこと。

(業務進行管理)

第14条

月末に業務進行についての実績と予定を提出すること。

(提出書類)

第15条

受注者は、本業務の着手及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務計画書
- (2) 管理技術者選任通知書
- (3) 照査技術者選任通知書
- (4) 納品書

なお、提出書類の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度、調査職員に提出しなければならない。

(業務計画書)

第16条

1 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の品質を確保するための計画
- (7) 照査計画
- (8) 成果品の内容、部数
- (9) 使用する主な図書及び基準
- (10) 連絡体制(緊急時含む)
- (11) 使用する主な機器
- (12) その他

(資料の貸与及び返却)

第17条

1 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

2 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに調査職員に返却するものとする。

3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

(関係機関との協議)

第18条

本業務の実施にあたって、受注者が行うべき官公庁等の関係機関との諸手続きについては、調査職員と協議のうえ、速やかに行い業務に支障のないようにすること。

また、受注者は、官公庁等からの指示を受けた時は、遅滞なくその旨を調査職員に報

告し協議するものとする。

(安全管理)

第19条

受注者は、道路交通法第77条第1項に基づく道路使用許可等を含め関係法規を常に遵守し、安全管理に努めなければならない。

また、調査中における事故防止対策として、発注者による現場点検を実施することから、現場作業が伴う日程について調査職員と協議するものとする。

調査実施中に事故が発生した場合は作業を中止し、速やかに事故発生の原因、経過、被害状況等の内容を発注者に報告するとともに、受注者の責任において、この処理対策に努めなければならない。

(設計変更等)

第20条

設計変更等については、業務委託契約書第21条から第28条及び設計業務等共通仕様書共通編1121条から1124条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手引きについては、「鹿児島市土木設計業務等変更ガイドライン(平成31年3月)」によるものとする。

(成果品の照査)

第21条

本業務における照査については、受注者の責任において、確実に実施すべきものとし、確認・修正結果を報告書へ書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法を含むものとする。

なお、確認・修正結果は成果品として提出の必要はないが、成果品納入時の照査報告の際に発注者に提示するものとする。

(成果品の審査)

第22条

- 1 受注者は、成果品納入時に本市の成果品審査を受けなければならない。
- 2 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。

(成果の提出・引渡し)

第23条

- 1 受注者は、業務が完了したときは、設計図書に示す成果品(設計図書で照査技術

者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。) を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示を同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

(受検体制)

第24条

受注者は、完了検査及び出来形部分検査に際しては成果品及びその他の関係資料等を整えておくものとし、管理技術者を立会させなければならない。

(費用の負担)

第25条

本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第26条

暴力団関係者等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報しなければならない。また、暴力団関係者等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

第2章 業務内容

(業務概要)

第27条

本業務実施にあたっては、以下の項目について作業を行うものとする。

1 対象地区

対象地区は、別紙に示す区域とする。

2 計画準備

業務計画及び作業工程の検討し、業務計画書を作成する。

3 市街地総合再生基本計画作成

(1) 現況調査

- ・地区内及び関連地域の人口、産業、建築物、土地利用の状況、公共施設、公益施設、土地等に関する権利関係の状況、交通体系、近隣都市を含めた範囲における商圈、地区住民の再開発に関する関心等について、その現況を調査する。

(2) 地区整備の基本方針

- ・計画期間は概ね10年とし、既存の都市整備構想、公共施設整備計画等上位計画の内容に即して、良好な建築物の整備、既存建築物の耐震化、公開空地の確保、商店街の振興、都市型産業の振興、職住の近接化、街並みの形成、歴史的建造物の保存、高度情報化の促進等の当該地区における整備課題を明確にするとともに、その課題への基本的な対処方針を検討する。

(3) 整備手法等の検討

- ・既存の上位計画及び現況調査の結果を踏まえ、街区ごとにその整備手法を検討する。
- ・再開発事業候補区域については、地区内の施設需要の状況等を勘案し、事業区域、施行者、施設建築物の内容等についてその概要を検討する。また、施設建築物の内容を検討する場合には、必要に応じ、住宅、公共公益的施設、社会福祉施設、防災関連施設等の施設建築物への導入を併せて検討する。

(4) 市街地総合再生基本計画の作成

- ・いづろ交差点周辺地区市街地総合再生基本計画を作成する。

(参考文献等の明記)

第28条

本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

第3章 成果品

(成果品の取り扱い)

第29条

成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。(電子データ含む。)

(成果品)

第30条

1 本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 報告書・・・・・・・・・・2部

(2) 電子媒体(CD-R等)・・2部

- ・報告書ファイルを電子媒体に格納する。
- ・報告書作成に使用するソフトはWindowsのWord、Excelとする。
- ・報告書をPDFファイルに変換したのもも電子媒体に格納すること。

(3) その他調査職員が指示したもの

(手直し)

第31条

受注者は、業務が完了したとき受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を行わなければならない。

(電子納品)

第32条

1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子納品として納品すること」をいう。

ここでいう電子成果品とは、「鹿児島市電子納品運用ガイドライン(案)【土木編】(以下、ガイドラインという。)」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体(CD-R)で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取り扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。